

安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の 拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書

九州地方の風水害による被害は全国と比較しても非常に多く、また、土砂災害は全国で発生するうちの約6割が九州で発生しており、降雨による道路の事前通行規制で頻繁に孤立する地域も数多くある。

このため、九州においては、河川の氾濫、高潮被害、土砂災害等の自然災害に対する早急な対策が必要である。

また、高速交通基盤の整備が遅れている地域では、人口や所得等の伸びに格差がみられるため、地域間格差の是正に向けた道路網の整備等の取り組みが必要である。

さらに、地震や津波などに対する防災対策や危機管理体制の拡充も急務である。

こうした国民の安全・安心な暮らしの実現に向けた社会資本の整備・管理は、国が責任を持って実施することが憲法上の責務である。しかし、現在、政府・財界が推し進めている「地方分権（地域主権）」、「道州制導入」は、憲法・地方自治法で規定された団体自治及び住民自治が基礎となる地方分権（地域主権）の実現に向けたものではなく、国の役割、とりわけ憲法が保障する国民に対する責任を放棄するものであり、国土の均等ある発展にも影響を及ぼしかねない。

一方、関西・九州ともに平成23年5月26日に発表した移譲機関に「①経済産業局②地方整備局③地方環境事務所」を提示している。さらに、九州知事会は出先機関を「丸ごと」移譲すると今年の7月1日に発表している。「直轄国道、直轄河川は原則として全て地方に移管し、国に残す事務は全国ネットワークとしての高規格幹線道路網の整備（高速自動車国道、一般国道のうち自動車専用道路）等に限定する」としており、このことが推し進められれば、地方と都市の地域間格差及び防災面への不安がさらに拡大すると共に、行政サービスの低下をまねくことになる。

さらに、「地方分権（地域主権）」も「道州制導入」も国民の間では全く議論になっておらず、こうしたことを強引に推し進めることは主権在民の原則を頭から否定するものである。

憲法第25条では、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とし、国の社会的使命が規定されている。

国民の生命と財産を守るための社会資本の整備・管理は、まさにこの憲法の規定を実現するものであり、国の責任ある執行が求められている。

よって、国においては、国民の安全・安心な暮らしを実現するため、特に次の3点について強く要望する。

記

1. 「地方分権（地域主権）」については拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。
2. 防災、生活・環境保全、維持関連公共事業予算の確保・拡充を図ること。
3. 現在直轄で整備・管理している道路・河川行政は国の責任を明確にし、地方整備局、事務所、出張所の廃止や地方移譲は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

宮崎県西都市議会

(提出先)

内閣総理大臣	野田佳彦	殿
内閣官房長官	藤村修	殿
総務大臣	川端達夫	殿
国土交通大臣	前田武志	殿
宮崎県知事	河野俊嗣	殿